

国指定浅间鸟兽保护区
浅间特别保护地区
指定計画書（案）

平成23年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定特別保護地区の名称

浅間特別保護地区

(2) 国指定特別保護地区の区域

浅間鳥獣保護区のうち群馬県吾妻郡嬭恋村所在の国有林吾妻森林計画区 221 林班の区域

(3) 国指定特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日 (10 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540~2,500m の地域で、国指定浅間鳥獣保護区の中心的な箇所位置し、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持されている。特に浅間山の北斜面は火山の噴出物による荒地になっている。この荒地は採餌場所として、黒斑山北西面のシラビソーオオシラビソ群落等亜高山帯自然植生は生息及び繁殖の環境として、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧 IB 類に掲載されているイヌワシを始めとする猛禽類にとって極めて重要な区域となっている。

このように当該区域は浅間鳥獣保護区の中でも特に重要なイヌワシ等の猛禽類の生息環境であることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣並びにその生息地の保護を図るものである。

2 国指定特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶイヌワシ等の猛禽類を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種被害対策、外来種による当該地域の生態系への攪乱への対応及び野生鳥獣の生息環境の整備を含む関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定特別保護地区の位置

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540~2,500m の群馬県側に位置する国有林となっている箇所である。

イ 地形、地質等

浅間山の北斜面は火山の噴出物及び溶岩が広く分布する荒地、黒斑山は溶岩壁及び溶岩流が見られ、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩等からなっている。

ウ 植生

浅間山の北斜面は火山活動の影響も受けた自然裸地や風衝草原でコメススキ、イタドリ等が生育している。黒斑山の北西面にはシラビソ・オオシラビソ群落等亜高山帯自然植生が分布している。

エ 動物

絶滅危惧 IB 類に指定されているイヌワシを始めとする猛禽類、イワツバメ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条の規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区制札 3 基